

# 第25回北斗市農業委員会総会議事録

令和3年 3月25日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和3年 3月25日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 大会議室					
委員の出欠状況 (出席 13名) (欠席 1名)	1番	澤 田 亨	出席	8番	佐々木 敬子	出席
	2番	佐々木 秀樹	出席	9番	中 川 哲	出席
	3番	岡 村 栄士	出席	10番	吉 田 勝幸	出席
	4番	落 合 修	欠席	11番	笠 原 勝幸	出席
	5番	時 田 孝喜	出席	12番	山 田 長政	出席
	6番	加 藤 隆	出席	13番	椛 澤 健一	出席
	7番	山 本 正人	出席	14番	和 田 勝雄	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 吉 田 賢 一 係 長 大 森 千 里 主 任 佐 藤 優 哉					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第1号 土地の現況証明書（専決事項）の交付について</p> <p>報告第2号 農地法第3条の規定による届出について</p> <p>報告第3号 農地所有適格法人の設立について</p> <p>報告第4号 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて</p> <p>報告第5号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について</p> <p>議案第1号 土地の現況証明書の交付について</p> <p>議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について</p> <p>議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について</p> <p>議案第8号 土地の現況証明調査委員の指名について</p>
<p>委員提出議案等の標題</p>	

## 第25回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和3年 3月25日 午後 1時35分

- |       |  |         |
|-------|--|---------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について                               |         |
| 日程第 2 | 会期の決定について                                    |         |
| 日程第 3 | 土地の現況証明書（専決事項）の交付について                        | (報告第1号) |
| 日程第 4 | 農地法第3条の規定による届出について                           | (報告第2号) |
| 日程第 5 | 農地所有適格法人の設立について                              | (報告第3号) |
| 日程第 6 | 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて                        | (報告第4号) |
| 日程第 7 | 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について                | (報告第5号) |
| 日程第 8 | 土地の現況証明書の交付について                              | (議案第1号) |
| 日程第 9 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について              | (議案第2号) |
| 日程第10 | 農地法第3条の規定による許可申請について                         | (議案第3号) |
| 日程第11 | 農地法第4条の規定による許可申請について                         | (議案第4号) |
| 日程第12 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について | (議案第5号) |
| 日程第13 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について   | (議案第6号) |
| 日程第14 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について  | (議案第7号) |
| 日程第15 | 土地の現況証明調査委員の指名について                           | (議案第8号) |

## 第 2 5 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 3 年 3 月 2 5 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	土地の現況証明書（専決事項）の交付について	会長	報告済	1 件
2	報告第 2 号	農地法第 3 条の規定による届出について	会長	報告済	2 件
3	報告第 3 号	農地所有適格法人の設立について	会長	報告済	1 件
4	報告第 4 号	農地移動適正化あっせん申出の取下げについて	会長	報告済	1 件
5	報告第 5 号	営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について	会長	報告済	1 件
6	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	2 件
7	議案第 2 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	会長	決定	4 件
8	議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	会長	決定	5 件
9	議案第 4 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について	会長	決定	1 件
1 0	議案第 5 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について	会長	決定	5 件
1 1	議案第 6 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について	会長	決定	5 2 件
1 2	議案第 7 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について	会長	決定	6 件
1 3	議案第 8 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—

## 第25回北斗市農業委員会総会

(午後 1時35分 開会)

<p>(開会宣言) 和田会長</p>	<p>本日は、第25回農業員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。総会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。</p> <p>先ほど、北海道農業会議からの永年勤続者表彰状を伝達させていただきました。吉田委員は、大野町時代より14年9カ月という長い間、御活躍されてきました。先ほど、局長も言うておりましたが、吉田委員には、身体が続く限り、これまでと同様に農業委員として北斗市の農地を守っていただきたいと思います。</p> <p>コロナ、コロナとまだまだ騒がれていますが、先日、東京都の緊急事態宣言が解除されまして、函館市内のホテルでは部屋の電気がついてきておりまして、感染が広がるのではないかと心配しているところでもあります。いつ何時、どんなことがあるかわかりませんので、皆さんも気を引き締めて農作業等に励んでいただきますようお願いいたします。</p> <p>ほうれんそうが出荷の時期を迎えましたが、価格の面で折り合わずそのままトラクターですき込んでトマトを定植したという方がおられるという話も聞いてございます。皆さんには、健康に留意して農作業に当たっていただきたいと思います。</p> <p>本日は、報告5件、議案8件であります。</p> <p>御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、簡単ですが挨拶いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の動向をお知らせいたします。</p> <p>4番落合委員より欠席の届出がありました。</p> <p>北斗市農業委員会会議規則第7条では、会長は会議の議長となり議事を整理することとなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。よろしくようお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。</p> <p>直ちに日程に入ります。</p>
<p>日程第1 議長</p>	<p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>議席番号1番澤田亨委員、議席番号13番椛澤健一委員の両名を指名いたします。</p>
<p>日程第2 議長</p>	<p>日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたしました。</p>
<p>日程第3 議 長</p>	<p>日程第3 報告第1号「土地の現況証明書(専決事項)の交付について」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 本件に関しましては、北斗市トマト・キュウリ共同選別施設より北側の土地で、地目変更するため、このたび現況証明願いが出されたものでございます。 この土地につきましては、平成10年12月に農地法第5条の規定による許可を受けた土地でありまして、現況が転用目的に供した土地であると認められることから、北斗市農業委員会土地の現況証明願処理要領第8条第1項第2号の規定により専決処分しましたことを御報告するものでございます。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
<p>日程第4 議 長</p>	<p>日程第4 報告第2号「農地法第3条の規定による届出について」を議題といたします。 番号1及び番号2を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 農地法第3条の3第1項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出る事となっております。 番号1につきましては、メイホク食品(株)より西側の農地でございます。番号2につきましては、日建片桐リース(株)函館支店より東側</p>

	<p>の農地でございます、これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。 以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
日程第5 議 長	<p>日程第5 報告第3号「農地所有適格法人の設立について」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。 本件に関しましては、北斗市内においてキャベツ及びニンニクを生産し、その作物を自らが経営する飲食店への販売、食品加工までを一貫して取り組みたいという考えのもと、農地所有適格法人の届け出があったものでございます。 提出のありました法人設立届出書を確認しましたところ、農地所有適格法人としての要件は満たしております。 なお、耕作地につきましては、この後の議案第3号農地法第3条の規定による許可申請において御審議いただく予定となっております。 以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
日程第6 議 長	<p>日程第6 報告第4号「農地移動適正化あっせん申出の取下げについて」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>



議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 本件に関しましては、令和2年12月総会においてあっせんの申出がされておりましたが、売買先が決まったため取り下げるものでございます。 なお、この案件につきましては、この後の議案第5号（所有権移転）の決定において御審議いただく予定となっております。 以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。  （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第7 議 長	日程第7 報告第5号「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。  （事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 本件に関しましては、農地巡回指導の際にも現地を御確認いただいておりますが、営農型発電設備の支柱部分について一時転用許可を受けた者は、生産された農作物の収量等に係る状況を毎年2月末までに農業委員会経由で北海道に報告することとなっております。 なお、この報告内容が適切であるかについて、必要な知見を有する者からの確認を受けることとなっておりますので、渡島農業改良普及センターからの所見について御報告するものでございます。 以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 5番時田委員。
時田委員	普及センターの知見では、地域の平均よりも単収が9割を超えて書いてあるのに、これ単収ゼロというのはどういう意味なんですか。
議 長	事務局長。

事務局長	<p>お答えいたします。</p> <p>今の9割という部分なんですけれども、ソーラーパネルを設置していない圃場で9割採れたということで、実際にゼロというのはソーラーパネルを設置した下側からの牧草は、そこからの収量があがらなかったということです。</p>
議長	5番時田委員。
時田委員	ソーラーパネルとソーラーパネルの間のところが牧草は取れたけども…。
議長	事務局長。
事務局長	<p>ソーラーパネルを設置しているところからは、牧草が採れなかったということです。</p> <p>ここは3町近くあるんですけれども、これ以外の部分では何も工作物がないものですから、そちらでは牧草がきちんと採れたということでございます。</p>
議長	5番時田委員。
時田委員	写真では、パネルとパネルの間の通路には牧草が生えていたような気がしたんですけども…。見間違いかな。
議長	事務局、佐藤主任
佐藤主任	<p>お答えしたいと思います。</p> <p>時田委員さんのお話、ちょっと図面がない関係でなかなかお答えしにくい部分があるんですけれども、知見を有する者の所見として、北側の区画はというところで、参考までに記載しているということで、こちらの圃場に関しては北エリア、南エリアみたいな形で部分的に分かれているものですから、北エリアに関してはソーラーパネルが一切設置されていない場所ということになりまして、一切設置されていない一般的な圃場に関して作付けした結果、9割程度の収量が得られたというところで、南側に位置するソーラーパネルを設置している箇所につきましては一切採ることができなかったというような形での説明となります。</p>
議長	5番時田委員。
時田委員	ソーラーパネルがない周りがあったでしょ、周りには牧草がありましたよね、それは収穫していないの。
議長	事務局、佐藤主任。
佐藤主任	そのとおりでございます。北エリアからの収穫のみの報告ということで、南側では一切採れなかったというような報告になっておりました。

議 長	5 番時田委員。
時田委員	収穫しなかったのではなくて、採れなかったという見解なの。
議 長	事務局、大森係長。
大森係長	南側に関しては、種が流されたりだとかいろいろありまして、まず採れるような形までいかなかったと、まだ伸びている最中なので、令和3年になったら採れるだろうという普及センターの意見でしたので、我々も見た感じではそんな感じでした。いろいろ流れた跡とかもあったので、北のほうは採れたけども南は無理だっただろうなという形で、この報告を受け取った次第です。
議 長	よろしいですか。
時田委員	はい、わかりました。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は報告済みといたします。
日程第8	
議 長	日程第8 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。 番号1及び番号2を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。  (事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、時田孝喜委員より報告をお願いいたします。
時田委員	調査委員を代表いたしまして、意見を述べます。 調査日、令和3年3月10日。1番、当該地は申請のとおり相当以前より雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定いたしました。2番、萩野31-9と32-8は申請のとおり雑種地化し、また、萩野31-34と32-20は申請のとおり宅地として利用しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定いたしました。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。  (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第9	
議 長	日程第9 議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通

	<p>知の成立状況の確認について」を議題といたします。 番号1から番号4までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。 本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっております、解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。 なお、番号1につきましては、この後の議案第5号（所有権移転）の決定において御審議いただく予定となっております。 以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第10	
議 長	<p>日程第10 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1から番号5までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。 番号1につきましては、沖川小学校より北西側の農地で、所有する農地を息子さんに使用貸借し、経営移譲するものでございます。 番号2につきましては、函館江差自動車道北斗中央ICより南側などの農地で、所有する農地を息子さんへ贈与するものでございます。 番号3以降につきましては、報告第3号の農地所有適格法人設立の報告をいたしました新規就農法人からの申請でございまして、番号3は清川浄水場より北東側の農地を売買するもの、番号4及び番号5は市渡小学校より北側の農地を無償で貸し付けするものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

山田委員	<p>1 2 番山田委員。</p> <p>3 番について、ひとつ聞いてみたいと思います。</p> <p>このヤシロファームは、たしかラーメン屋さんだと思っていたんですけど、農業に精進したいと言っているんですけども、本当なのかどうなのかわからないよね。自分で経営して、前にひとつも耕作していないし、運送すると言ったって何を運送しているものかわからないし、ちょっとこれ信じていいのかなという感じがするんですけども。何も実績がないわけでしょ、これはどうなんでしょうかね、許可してもいいものなんでしょう。</p>
議 長	事務局長。
事務局長	<p>お答えいたします。</p> <p>こちらの代表社員の方につきましては、市渡の土地で実際、野崎もそうですけれども、キャベツとかニンニクを2019年より北斗市内の農家の方からお力添えをいただきながら栽培をしていたというお話を聞いてございます。この方は、ラーメン屋を経営ということだったのですけれども、この書類提出の際にお話を伺ったのは午前中に農作業のほうを行って収穫なりをしたいと、その後ラーメン店に勤務して両方の経営を行っていきたいということで、今回、法人設立の届け出があったものでございます。また、先ほど言ったように過去に栽培の実績がありますので、問題はないということでの事務局の判断でございます。</p>
議 長	よろしいですか。
山田委員	はい、わかりました。ありがとうございます。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第11 議 長	<p>日程第11 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>番号1を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、現在居住している住居などが市道上磯田園通整備工事の支障物件となることから、新たな農家住宅、農作業に必要な倉庫などを建築するため転用許可申請が出されたものでございます。</p> <p>なお、提出された関係書類等を見ますと、既存の敷地とほぼ同程</p>

	<p>度の転用面積となっているものと考えております。 以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第 1 2 議 長</p>	<p>日程第 1 2 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号 1 から番号 5 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長 事務局長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。</p>
	<p>番号 1 につきましては、先ほどの議案第 2 号番号 1 において御審議いただきました大野農業高等学校グラウンドより南側の農地でございます。近接する農地を耕作する方へ売買するものでございます。番号 2 につきましては、新函館北斗駅より北東側の農地でございます。隣接する農地を耕作する方へ売買するものでございます。番号 3 につきましては、新函館北斗駅より北東側の農地でございます。平成 3 0 年よりこの土地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号 4 及び番号 5 につきましては、久根別 5 丁目の鉄工団地より北側の農地でございます。平成 3 0 年よりこの土地を耕作してきました方へ売買するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第 1 3 議 長</p>	<p>日程第 1 3 議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号 1 から番号 5 2 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>

議 長	(事務局：朗読) 事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1及び番号2につきましては、茂辺地市街地より西側の農地で、労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号3及び番号4につきましては、JA新はこだて大野ライスターミナルより北東側の農地で、労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号5につきましては、藤崎整形外科クリニックより北側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号6につきましては、島川小学校より南東側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号7につきましては、函館江差自動車道北斗中央ICより東側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号8につきましては、茂辺地パークゴルフ場より北東側の農地で、労働力不足のため規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号9につきましては、新函館北斗駅より北東側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。</p> <p>なお、番号10から番号52までにつきましては、継続で引き続き賃貸借するものですので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第14 議 長	<p>日程第14 議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号6までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p>
議 長	(事務局：朗読) 事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、第6新川橋より西側の農地で、引き続き5年の期間を設定し使用貸借するものでございます。番号2につきましては、第6新川橋より南西側の農地で、引き続き5年の期間を設定し使用貸借するものでございます。番号3につきましては、旧大野家畜市場より北側の農地で、引き続き5年の期間を設定し使用</p>

貸借するものでございます。番号4につきましては、文月地蔵堂より北東側の農地で、引き続き5年の期間を設定し使用貸借するものでございます。番号5につきましては、北海道立道南農業試験場より西側の農地で、引き続き10年の期間を設定し使用貸借するものでございます。番号6につきましては、大工川会館より北側の農地で、引き続き3年の期間を設定し使用貸借するものでございます。  
以上、よろしく御審議願います。

議長 朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長 御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

日程第15  
議長

日程第15 議案第8号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。  
事務局に朗読させます。

(事務局：朗読)

議長 朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。  
議席番号7番山本正人委員、議席番号9番中川哲委員、議席番号10番吉田勝幸委員、議席番号11番笠原勝幸委員の、以上4名を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。  
以上で、本日の全日程を終了いたしました。  
これをもちまして、第25回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。  
御苦労様でございました。

(午後 2時25分 閉会)

会長(議長) 和田勝雄

署名委員 澤田 亨

〃 梶澤 健一